

基本事件 令和2年(ワ)第29号

同第172号、同第197号、同第348号、同第509号

令和3年(ワ)第254号、同263号

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代 外31名

被告 国 外2名

準備書面28

2025年5月7日

松山地方裁判所民事1部合議一係 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

石瀧 梨央



同

澤端 謙太



第1 被告国の責任論①についての変更

本件訴訟の初期の段階において、原告訴訟代理人は、「事前放流」の語句を不適切に使用していた。そこで、被告国の責任論①について「事前放流を適切に行わなかった過失」を「大規模洪水に対応した放流操作を行わなかった過失」に変更して頂きたい。

1 事前放流の実施

事前放流とは、近年の異常気象に対する緊急措置として位置づけられ、洪水調節を実施する前に利水容量の一部を放流することで、その容量を洪水調節容量に転用するものをいう。

野村ダム及び鹿野川ダムは、本件水害の際に事前放流を行っている。野村ダムにおいては事前放流についての実施要領が定められていなかったが、気象庁が異例の記者会見をして大規模洪水対策を呼び掛けており、これに対応する措置として行ったものであり、適正なダム放流操作である。事前放流は、野村ダムについては7月6日21時に（乙 Å 21-4）、鹿野川ダムについては7月6日2時に終了している（乙 Å 28-4）。

原告が両ダム所長に過失があると考えているのは、事前放流終了後の放流操作である。

2 既存の操作規則では住民の生命・財産が脅かされること

両ダム所長は、四国地方整備局に対して、異常洪水時防災操作の申請を行っている（野村ダムは7月6日午後2時、鹿野川ダムは7月7日午前2時3

0分)。この異常洪水時防災操作の申請をした段階で両ダム所長は、事前放流を行っても、その後に既存の操作規則に基づいて放流操作をすれば、ダムが満杯になって流入量と同じ量を放流することになること（異常洪水時防災操作を回避できないこと）、気象庁が呼びかけているような大規模洪水が肱川流域に生じた場合には、流域住民の生命・財産が極めて危険な状態になることを予想することができた。加えて、既存の操作規則が中小規模洪水を前提として作成されており、大規模洪水対策としては適切な内容でないことを承知していた。

3 注意義務の内容

流域住民の生命・財産を守るため、両ダム所長は、自らが決定する権限がないのであれば四国地方整備局と協議して、既存の操作規則に基づく洪水調節ではなく、大規模洪水に対応した放流操作をすべきであった。具体的には、旧規則であれば大規模洪水に対応する内容（一定率一定量放流方式）であるので旧規則を適用するか、他の多くのダムにおいては大規模洪水に対応するために一定率一定量放流方式を採用しているのもそれに倣うかすべきであった。

4 被害の回避（因果関係）

上記のような放流操作をしたのであれば、複数の学者が指摘しているように、異常洪水時防災操作を回避して、流域住民の生命・財産が危険にさらされることはなかった。

被告国の資料では、異常洪水時防災操作を回避できなかったとしているが、これは両ダムが行った事前放流によって増量された洪水調節容量を計算に入れていないからである。この点について、被告国は、「事前放流で増量した洪水調節容量を計算に入れても異常洪水時防災操作を回避できない。」という主張はしていない。

以上